

## 議案第39号

### 鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定について

次のとおり鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づき締結する契約をいう。以下同じ。）を締結することができる契約の範囲を定めることを目的とする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第2条 地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 次に掲げる物品を借り受ける契約（商慣習上複数年にわたり契約を締結することが通例であるものに限る。）

ア 複写機、コンピュータ（入出力装置を含む。）その他の事務用機器（一般の事務の用に供するものに限る。）

イ 駐車場の管理の用に供する機器その他の庁舎及び公有地の管理の用に供する機器

(2) 前号に掲げる物品（県が所有し、又は使用するものに限る。）の保守点検その他の維持管理に必要な役務の提供を受ける契約

（議会への報告）

第3条 知事は、長期継続契約を締結したときは、契約の相手方、契約金額、契約期間その他の契約の内容を、当該長期継続契約を締結した日以降の最初の鳥取県議会に報告しなければならない。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。